

## 綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、畜産物の需給動向への的確な対応を図りつつ、市内の畜産農家等が組織する団体(組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。)が行う生産性の向上等経営体質の強化に資するための事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)並びに綾瀬市契約規則(昭和53年綾瀬町規則第29号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知)第4に規定する事業のうち、1畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(1)施設整備事業に要する経費とする。

2 前項の補助金を申請するに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助の割合)

第3条 補助の割合は、前条に規定する経費の2分の1以内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てるものとする。

( 交付対象者 )

第 4 条 補助金の交付対象者は、神奈川県知事の認定を受けた畜産クラスター計画を有する畜産クラスター協議会 ( 以下「補助事業者」という。 ) とする。

( 事業の着手 )

第 5 条 補助事業の着手は原則として補助金交付決定後とする。ただし、交付決定前に着手する場合は、国の割当内示を受け、補助金交付申請日以降、当該補助事業に係る契約締結の前日までに畜産振興総合対策事業 ( 市事業名：綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業 ) の交付決定前着工届 ( 第 1 号様式 ) を提出するものとする。

( 決定通知 )

第 6 条 規則第 7 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書 ( 第 2 号様式 ) によるものとする。

( 申請の取下げ )

第 7 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期日は、決定通知を受けた日から 10 日を経過する日までとする。

( 変更等の承認申請 )

第 8 条 規則第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定による承認を受けようとするときは、事業計画変更 ( 中止 ) 申請書 ( 第 3 号様式 ) に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 当該補助事業に係る変更事業実施計画書

(2) 当該補助事業に係る変更収支予算書

2 前項の規定は、補助金額の 30 パーセント以下の補助事業等の内容及び経費の配分の変更については申請を不要とするものとする。

( 変更の適否決定通知 )

第 9 条 市長は前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更について適否を決定したときは、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付変更 ( 中止 ) 承認通知書 ( 第 4 号様式 ) により申請者に通知するものとする。

( 事業実績の報告 )

第 10 条 規則第 12 条第 1 項の規定に基づく市長の定める期日とは、事業完了の日から 30 日を経過した日又は市の会計年度が終了した日から 10 日以内のいずれか

早い日までとする。

2 前項の規定により補助金の実績報告を提出しようとする補助事業者のうち、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項第2号の規定に基づくその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 請求書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 整備等が完了した施設等の写真  
(補助金の交付時期)

第11条 市長は、補助事業を完了した後において、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の進捗が70パーセント以上完了した場合かつ当該会計年度内に完了することが見込まれる場合で、代表者から出来高調書（第5号様式）及び契約書等の写しを添えて綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金概算払請求書（第6号様式）の提出があったときは、補助金を概算で交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金を概算で交付された場合には、事業完了後、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金収支精算書（第7号様式）において精算するものとする。この場合、第10条第3項に規定する書類を添付するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合において、第10条の規定による実績報告の提出をした後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、その金額（第10条第2項の規定により減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに市長に対して報告するとともに、これを返還しなければならない。

（交付決定の取消並びに補助金の返還）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 交付決定者が、この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

( 交付決定の取消通知 )

第14条 市長は、前条に規定する取消や補助金の返還を決定したときは、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、補助事業者へ通知するとともに、補助金を返還させることを決定したときは、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金返還通知書(第10号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

( 財産処分の制限 )

第15条 規則第15条ただし書の規定に基づく市長が別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条別表に定める期間とする。

( 委任 )

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者 印

年度畜産振興総合対策事業（市事業名：綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合  
対策事業）の交付決定前着工届

標記事業の実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前  
に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損害は、事業実施主体（取組主体）が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業について、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)）

取組主体	施設区分	事業量	事業費	工事開始 予定 年月日	しゅん功 予定 年月日	理 由

第2号様式（第6条関係）

補助金交付決定通知書

年 月 日

殿

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業  
に対し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により次の金額  
を交付します。

補助事業の名称	綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業
補助金交付決定額	千円
条 件	
指 示 事 項	

第3号様式（第8条関係）

事業計画変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者氏名

印

次のとおり事業計画を変更（中止）したいので、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

補助事業の名称	綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業
補助金交付決定額	千円
変更（中止）理由	
添付書類	

第4号様式（第9条関係）

綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付変更（中止）承認については、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	承認する 承認しない（理由）
2 変更後 交付決定額	円

## 出来高調書

(単位:千円)

全 体		出 来 高		出来高 全体率	備 考
事業量	事業費	事業量	事業費		
契約締結 年月日	年 月 日		契約工期	年 月 日 から 年 月 日 まで	
工事着手 年月日	年 月 日		工事完成 予定年月 日	年 月 日	
出来形完 成年月日	年 月 日		出来形 部分名		

第6号様式(第11条関係)

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者 印

綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで補助金交付決定のあった綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金について、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり概算払いを請求します。

(単位：千円)

事業費	交付決定額	概算払請求額

第7号様式(第11条関係)

綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金収支精算書

(宛先)綾瀬市長

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者 印

1 収 入

科 目	本年度精算額	本年度予算額	比 較	説 明
	円	円		
計				

2 支 出

科 目	本年度精算額	本年度予算額	比 較	説 明
	円	円		
計				

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

氏 名

印

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金に係る年度消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円
  
- 2 消費税の納付税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税  
簡易課税を選択の場合は以下不要
  
- 3 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 5 補助金返還相当額 金 円  
4の額から3の額を差し引いた額

（注1）消費税確定申告書の写し及び返還相当額の積算内訳を添付すること。

（注2）補助金返還相当額がない場合であっても報告すること。

第9号様式（第14条関係）

綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金について、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第10号様式(第14条関係)

綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金返還通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで通知した綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付決定については、綾瀬市畜産・酪農収益力強化総合対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を決定したので通知します。

返還金額	返還期限	返還方法
円	年 月 日	